

ISESHIMA RESORT CLUB CARD

約 款

- 1) 本会の名称を『ISESHIMA RESORT CLUB CARD』と称し、伊勢志摩リゾートマネジメント(株)が運営いたします。
- 2) 入会資格
当ホテルの審査基準に適合され、入会を承認させていただいたお客様。なお、この会は個人のお客様を対象としており、法人及び団体での入会は出来ません。
- 3) 入会方法
入会申込書にご記入いただき、フロントにお申し込み下さい。カードの発行によりご入会とさせていただきます。「TOBA HOTEL INTERNATIONAL CARD」「NEMU RESORT Members Club」の会員様は、2018年4月1日以降、ご利用時に新カードと交換いたします。なお、現在の保有ポイントは、新カードに引き継ぎをいたします。
- 4) 入会金・年会費
入会金・年会費は無料です。
- 5) ご利用方法
ご予約、ご利用時に必ず会員である旨をお知らせください。また、会計時にカード提示をお願い致します。
- 6) ポイント有効期限・保有限度
ポイントの累積有効期限は最終ご利用日から1年となります。この間にご利用が無い場合のポイントはすべて消失いたします。カードに保有できるポイントは最大30万ポイントまでです。
- 7) 会員証
ご利用は会員のご本人様、又は、ご家族に限ります。また、会員証を第三者に譲渡または貸与することは出来ません。
- 8) 会員証の紛失、盗難、破損
会員証の紛失、盗難、破損した場合は、お問い合わせ窓口までお知らせ下さい。再発行させていただきます。なお、カードの紛失・盗難による、ポイントの失効につきましては、当社は一切の責任を負いません。
- 9) 会員資格の失効
下記の場合においては会員資格を失い、累積されたポイントも失効することとなります。そ際弊社は該当会員へ通知を省略致します。
 - ①ご入会時に虚偽の申告をされた場合
 - ②ご住所・電話番号等の連絡先が不明となった場合
 - ③ホテル約款による宿泊料金など諸料金をお支払い頂けない場合、もしくは支払いが遅れた場合
 - ④ホテル約款及び利用規則を順守せずホテルの名誉を著しく傷つけ、秩序を乱した場合
 - ⑤本会員規約に违背する行為があった場合
 - ⑥暴力団、暴力団員またはその関係者その他反社会的勢力である場合
 - ⑦暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合
 - ⑧法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいる場合
 - ⑨2年間カードのご利用が無かった場合
- 10) 規約変更及び中止
本会員組織、会員約款、特典等の全体及び一部を予告及び通知なく変更する場合があります。
- 11) 個人情報の取扱いについて
当社の個人情報保護方針・取り扱いについては下記ホームページ載されおます。
 - 個人情報保護方針 <http://www.tobahotel.co.jp/privacy/index.html>
 - 個人情報の取り扱いとサイト利用上の注意
<http://www.tobahotel.co.jp/terms/index.html>
- 12) お問い合わせ窓口
伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社
代表0599-25-3121